

筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の景観及び住環境の向上並びに村民の安心安全の確保を図るため、村内に存在する老朽空き家等の解体及び撤去に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年規則第36号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽空き家等 村内に存在する、居住その他の使用がなされていないことが常態である建物等で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。
- (2) 解体撤去業者 老朽危険家屋等の解体及び撤去を行う資格を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、村税及び村料金を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、村長が特に認めるものについては、補助対象者とすることができる。

- (1) 老朽空き家等の所有者
- (2) 前号の所有者から老朽空き家等の解体及び撤去について委任を受けた者

(補助対象老朽空き家等)

第4条 補助交付金の対象となる老朽空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 建替えを目的としていないこと。
- (3) 土地の譲渡を目的としていないこと。
- (4) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。
- (5) 火災その他災害を原因とするもの

2 前項の規定に関わらず村長が特に認めるものについては、補助対象老朽空き家等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、解体撤去業者による老朽空き家等の解体及び撤去に要した工事費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

2 前項に定める額は、50万円を上限とする。

3 補助金の交付は、第3条に規定する補助金交付対象者1人につき1回限りとする。ただし、第3条第2号で定める者については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類等を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 対象老朽空き家等の位置図
- (2) 対象老朽空き家等の解体及び撤去に係る経費の見積書
- (3) 対象老朽空き家等の現況写真
- (4) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書
- (5) 対象老朽空き家等の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状
- (6) 対象老朽空き家等の所有者と対象老朽空き家等の所在する土地の所有者が異なるときは、当該土地の所有者の当該老朽空き家等の解体及び撤去に係る同意書
- (7) その他村長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定)

第8条 村長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容及び現地調査を行い、補助要件に適合しているかを審査し、筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9条 前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は中止しようとする者は、筑北村老朽空き家等解体事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 村長は前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、筑北村老朽空き家等解体事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、老朽空き家等の解体及び撤去が完了したときは、筑北村老朽空き家等解体事業実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類等を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 老朽空き家等の解体及び撤去に要した経費を証する領収書
- (2) 老朽空き家等の解体及び撤去後の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類

(4) その他村長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条の報告を受けた場合は関係書類等を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた申請者は、筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請が認められたとき

(2) 解体撤去後2年を経過しないうちに、建造物を建築したとき又は解体撤去後の土地を譲渡若しくは贈与したとき

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

筑北村長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑨
電話番号

筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付申請書

筑北村老朽空き家等解体事業補助金の交付を受けたいので、筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

老朽空き家等の所有者	住所 氏名
老朽空き家等の所在地	筑北村
構造及び床面積	構造： 床面積： m ²
建築年	
解体撤去事業費	
補助金申請額	
申請額の算出根拠	補助対象経費 円×1/2＝ 円 ※ 上限額50万円
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

添付書類

- (1) 対象老朽空き家等の位置図
- (2) 対象老朽空き家等の解体及び撤去に係る経費の見積書
- (3) 対象老朽空き家等の現況写真
- (4) 登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書
- (5) 対象老朽空き家等の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状
- (6) 対象老朽空き家等の所有者と対象老朽空き家等の所在する土地の所有者が異なるときは、当該土地の所有者の当該老朽空き家等の解体及び撤去に係る同意書
- (7) その他村長が必要と認めるもの

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

筑北村長 印

筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度筑北村老朽空き家等解体事業補助金について、下記のとおり決定したので、筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 決定内容 交付・不交付

2 交付決定額 円

3 条件（不交付の場合はその理由）

この事業の実施に当たっては、筑北村補助金等交付規則（平成17年規則第36号）及び筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付要綱（平成27年要綱第〇〇号）を遵守してください。

要綱第13条の規定により次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還が生じることがあります。

- (1) 虚偽又は不正の申請が認められたとき
- (2) 解体撤去後2年を経過しないうちに、建造物を建築したとき又は解体撤去後の土地を譲渡若しくは贈与したとき

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

筑北村長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

筑北村老朽空き家等解体事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった筑北村老朽
空き家等解体事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、筑北村老朽空き
家等解体事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
- (2) その他村長が必要と認めるもの

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

筑北村長 印

筑北村老朽空き家等解体事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した筑北村老朽空き家等解体事業補助金について、下記のとおり変更したので、筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 変更の承認・中止の承認
- 2 当初交付決定額 円
- 3 変更交付決定額 円

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

筑北村長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

筑北村老朽空き家等解体事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった筑北村老朽
空き家等解体事業補助金について事業が完了したので、筑北村老朽空き家等解体事業補助金
交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

老朽空き家等の所在地	筑北村
事業費	円
補助金交付決定額	円
事業完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 老朽空き家等の解体及び撤去に要した経費を証する領収書 (2) 老朽空き家等の解体及び撤去後の写真 (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類 (4) その他村長が必要と認めるもの

様式第 6 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

筑北村長 印

筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した筑北村老朽空き家等解体事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

筑北村長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

筑北村老朽空き家等解体事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知があった筑北
村老朽空き家等解体事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込口座

銀行	支店	口座名義人	フリガナ	
			氏 名	
信金	支店	口座種類	普通 ・ 当座	
農協	支所	口座番号		
(申請者本人以外の口座を指定する場合のみ記入) なお、交付される補助金の受領については、上記口座名義人に委任します。				
			申請者氏名	印